

朝倉市看護師就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、看護師の人材確保、定着及び離職防止を図ることを目的に、新たに看護師の資格を取得し市内の病院等に就職した者に対し、予算の範囲内で朝倉市看護師就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成18年3月20日規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院等 市内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第5条に規定される者をいう。
- (3) 看護師養成施設 法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校及び看護師養成所をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 奨励金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度3月に看護師国家資格を取得しており、申請日において看護師として病院等に雇用されていること。
- (2) 申請日の属する年度の前年度3月に看護師養成施設を卒業したこと。
- (3) 病院等の規定による正職員であり、就職した日（以下「就職日」という。）から2年以上継続して雇用することを病院等の開設者又は長が認めること。
- (4) 市に住民登録していること。
- (5) 市税等（住民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税、水道料金、市営住宅使用料、保育料等）を滞納していないこと。
- (6) 奨励金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等1人を立

てられること。

(7) 朝倉市暴力団排除条例(平成22年朝倉市条例第20号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(8) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、交付対象者としてすることができる。

(交付額及び交付回数)

第4条 奨励金の交付額は、20万円とする。

2 奨励金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、就職日以降、看護師就職奨励金交付申請書(兼請求書)(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に交付申請及び請求をしなければならない。ただし、申請日の属する年度内に限る。

(1) 第3条第3号に該当することを証明する雇用証明書(様式第2号)

(2) 看護師免許証の写し

(3) 誓約書兼同意書(様式第3号)

(4) 連帯保証人の印鑑証明書(直近のもの)

(5) 連帯保証人の所得証明書(直近のもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは看護師就職奨励金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により速やかに申請者に通知するとともに奨励金を交付し、不相当と認めたときは看護師就職奨励金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 決定通知書を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定後

次の各号のいずれかに該当することとなったときは、看護師就職奨励金交付申請内容変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に必要書類を添付して、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 氏名又は住所に変更が生じたとき。
- (3) 病院等を退職したとき。
- (4) 奨励金の交付を辞退するとき。
- (5) その他市長が届出の必要があると認めるとき。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、別に定める基準により、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部について、交付決定者に看護師就職奨励金返還命令書（様式第7号。以下「返還命令書」という。）により返還を命じ、交付決定者は、返還命令書が届いた日から60日以内に返還命令額を市に返還しなければならない。ただし、交付決定者が返還できない場合は、第3条第6号に定める連帯保証人が60日以内に返還しなければならない。

（奨励金の返還免除）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、前条の規定による奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡又は心身の故障その他の事由により、奨励金の返還が不能又は困難となったとき。
- (2) 雇用されている市内の病院等の廃止又は休止その他交付決定者の責めに帰することができない事由により、奨励金の返還が不要と認められるとき。

2 前項の規定により奨励金の返還の免除を受けようとする者は、看護師就職奨励金返還免除申請書（様式第8号）にその事由が分かる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、前項第1号の事由により交付決定者が申請できない場合は、第3条第6号に規定する連帯保証人が交付決定者に代わって申請できるものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があり、第1項の規定により免除することが適当と認める場合は、看護師就職奨励金返還免除許可書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(在籍報告)

第9条 交付決定者は、病院等に就職した日から2年を経過するまでの間は、1年を経過するごとに病院等から証明を得て、看護師就職奨励金在籍報告書(様式第10号)により雇用の実態を報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に奨励金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、看護師就職奨励金交付決定取消通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請書の提出があった奨励金については、同日後もなおその効力を有する。